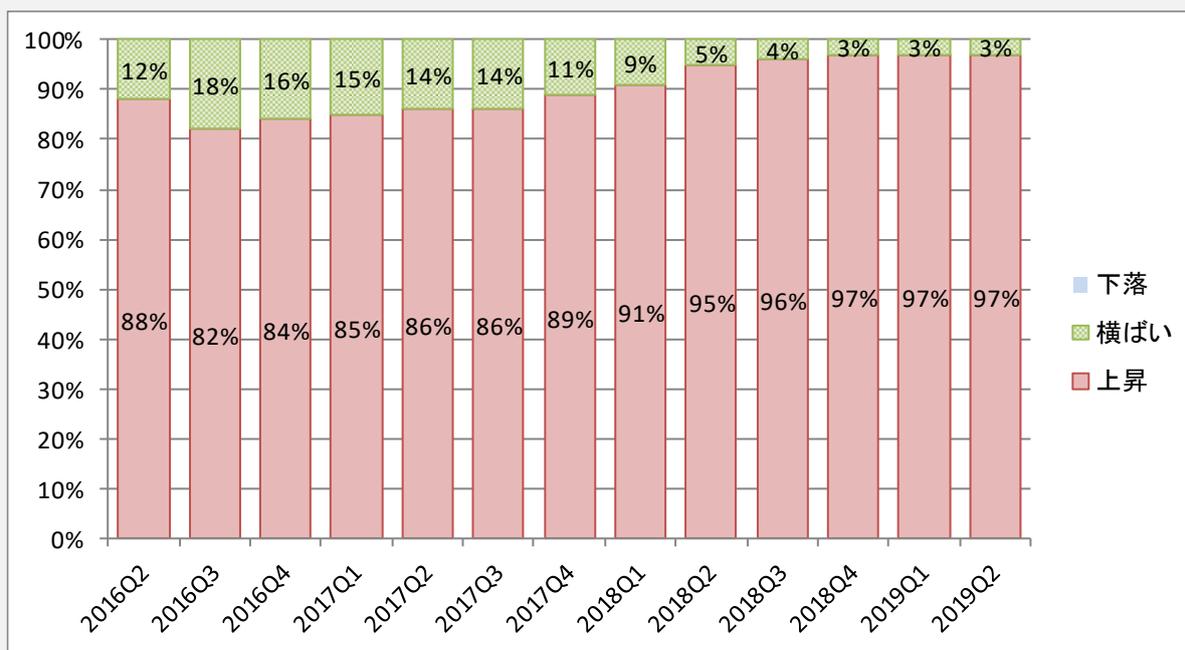


● 主要都市の地価、97%の地区で上昇基調：国交省

国土交通省は8月23日、主要都市の高度利用地等（全国100地区）における2019年4月1日～7月1日の地価動向を調査した地価LOOKレポートを公表した。主要都市の地価は全体として緩やかな上昇基調が継続し、上昇地区数は引き続き97地区となった。上昇地区数の割合が6期連続して9割を上回った。ただし、緩やかな上昇（0～3%の上昇）の地区が69地区で最多。



報道発表資料：[国土交通省](#)

● 大規模地震時の被災宅地危険度判定の2つのマニュアル策定：国交省

国土交通省は8月22日、地震時に広域に被災した場合に備えて「被災宅地危険度判定広域支援マニュアル」と「被災宅地危険度判定結果の情報共有マニュアル」を公表した。2017～2018年度に熊本県、仙台市、UR、公益社団法人全国宅地擁壁技術協会等からヒアリングを実施して策定した。

「広域支援マニュアル」は、地震発生後に、直ちに、被災宅地数を推計し、それをもとに必要な判定士を算出することや、判定活動をどのエリアから着手すべきかの判断方法を示し、「情報共有マニュアル」は、被災者が復旧の目安に活用したり、被害状況の一覧性をもった整理が可能なよう、汎用性のあるGISのデータフォーマットで整理する方法を示した。

地震による宅地被害が広域な被災の場合には、二次災害防止や復旧に向け、迅速に被災宅地危険度判定体制を整え、判定を進めていくことが大切であり、このため、被災後直ちに被災宅地数を推計し、それを元に必要な判定士を算出し迅速に必要な判定体制を確保するとともに、実際の判定活動をどのエリアから着手するべきかを判断できるマニュアルとしている。

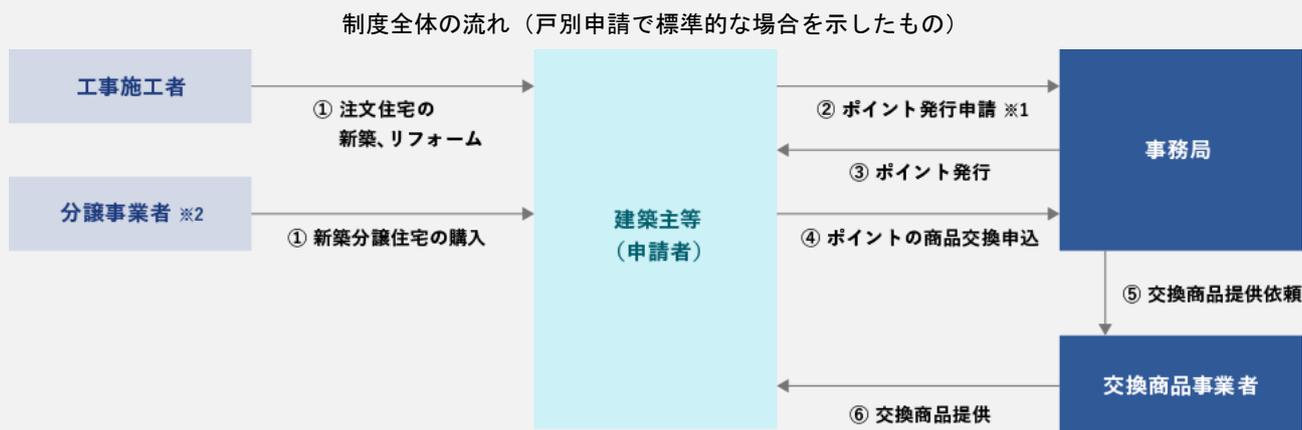
報道発表資料：[国土交通省](#)

● 次世代住宅ポイント、開始から2ヶ月で7876戸が申請：国交省

国土交通省は8月16日、消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策である「次世代住宅ポイント制度」の実施状況を発表した。この制度は、消費税率10%への引上げ後の住宅購入等を支援するため、一定の性能を有する住宅の新築やリフォームに対して商品と交換できるポイントを付与するもの。

6月3日の申請開始から7月末までの2ヶ月間の申請受付状況は、新築が6,536戸、リフォームが1,340戸の合計7,876戸。審査の結果ポイントを発行した戸数は、新築が4,927戸、リフォームが1,021戸の合計5,948戸。

なお、事業の予算枠は新築が1,032億円、リフォームが268億円。申請期限は今後の予算の執行状況に応じて公表される（遅くとも2020年3月31日）。商品交換申込期間は2019年10月1日から2020年6月30日。



[次世代住宅ポイント](#)

[報道発表資料：国土交通省](#)

● スマートシティ官民連携プラットフォーム始動：経産省、内閣府、総務省、国交省

2019年6月に閣議決定された「統合イノベーション戦略2019」等に基づき、内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省は、スマートシティの取組を官民連携で加速するため、「スマートシティ官民連携プラットフォーム」を設立した。今後は、企業、大学・研究機関、地方公共団体、関係府省・経済団体等、合計471団体から構成される本プラットフォームを軸に、官民が一体となって全国各地のスマートシティ関連事業*を推進する。

主な取組内容は、①上記スマートシティ関連事業の効果的な推進・重点支援、②分科会の開催、③企業、大学・研究機関、自治体等との間の情報共有・マッチング支援、④国内外への普及促進活動。

* 内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術におけるアーキテクチャ構築及び実証研究」「近未来技術等社会実装事業」、総務省「データ利活用型スマートシティ推進事業」、経済産業省「パイロット地域分析事業」、国土交通省「新モビリティサービス推進事業」「スマートシティモデル事業」

[ニュースリリース：経済産業省](#)

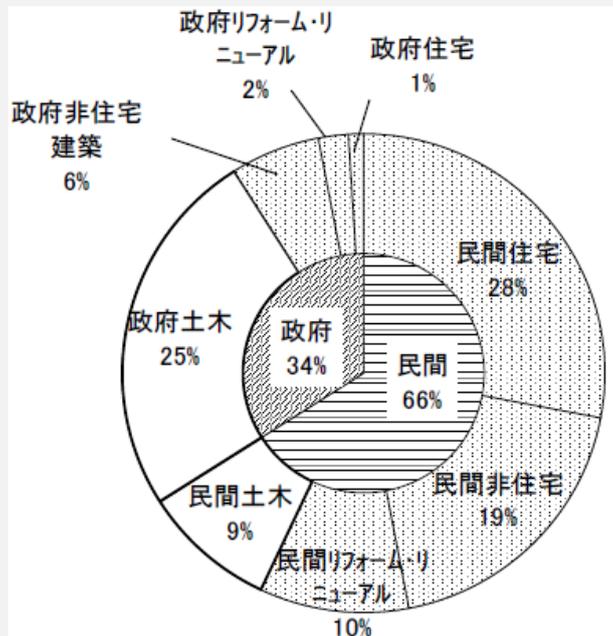
● 2019年度の民間住宅投資額は17.4兆円：国交省

国土交通省は8月13日、2019年度「建設投資見通し」を公表した。2019年度の民間住宅投資は17兆3900億円（前年度比2.8%増）、政府住宅投資を合わせた住宅投資は、17兆9600億円（同2.8%

増)となる見通し。また、民間建築物リフォーム・リニューアル投資は6兆2200億円(同0.6%増)となる見通し。

なお、すべての建築投資および土木投資の合計(建設投資)は、62兆9400億円(同3.4%増)となる見通しである。

2019年度 建設投資の構成比(名目値)



[報道発表資料：国土交通省](#)

● 「共同住宅の建築時の品質管理のあり方」報告書を公表：国交省

国土交通省は8月2日、「共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会」のとりまとめを公表した。この検討会は、共同住宅の界壁等の仕様が建築基準法に基づき認められている仕様に適合しない事案、型式適合認定を受けた仕様に適合しない事案の発生を踏まえ、学識経験者等が専門的見地から、事案に係る原因究明結果の検証を行うとともに、再発防止策等について検討し、国土交通省に対して提言を行うものである。

検討会では、不適合事案に係る制度的な対応として、①特定行政庁間の違反情報の共有、②工事監理ガイドラインの追補、③大手賃貸共同住宅供給事業者において対応が望まれる品質管理の高度化指針の策定、④工事監理者通報窓口の設置、⑤中間検査の推進、⑥型式部材等製造者認証の審査の強化を求めた。また、不正事案に係る事業者(レオパレス21、大和ハウス工業)への今後の行政の対応策について提言した。

[報道発表資料：国土交通省](#)